

監査結果公表第5号

財政援助団体監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和3年 3月11日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	森川	慎
同	荒木	美幸

目 次

1. 富田地区学童保育所運営委員会 1頁
(こども未来部 こども未来課)

2. 四日市看護医療大学育成会 5頁
(健康福祉部 健康福祉課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 富田地区学童保育所運営委員会
こども未来部こども未来課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和元年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市富田地区市民センター 2階ホール
監査期間 令和3年1月13日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行い、財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市放課後児童健全育成事業補助金〔建築費〕
- 2 補助金交付額 14,400,000円
- 3 補助金の交付目的 学童保育を実施する地域の運営委員会に対し、利用枠の拡大や児童が安心・安全な環境で過ごせるよう学童保育所の新築や増改築を行う運営委員会に対して補助を行うことで、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第6条）
 - ア 申請日 令和元年10月1日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画、予算書等)
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第7条）
 - ア 交付決定日 令和元年10月1日
 - イ 書類 補助金交付決定通知書
 - (3) 実績報告（補助金交付要綱第9条）
 - ア 報告日 令和2年3月24日

イ 書類 実績報告書
(添付書類：事業報告、収支決算書等)

(4) 補助金交付 14,400,000円
内 訳 ・第1回 12,960,000円(令和元年10月25日支払)
・第2回 1,440,000円(令和2年4月2日支払)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【富田地区学童保育所運営委員会】

- (1) 事業者が運営委員会等(任意団体)であることのリスク
- (2) 長期経営のリスク

● 所管部局【こども未来部こども未来課】

- (1) 当課におけるサポート体制のリスク
- (2) 事業継続可能性のリスク

2 3E(経済性、有効性、効率性)・合规性等の視点からの着眼点

事務事業の合规性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【富田地区学童保育所運営委員会】

- (1) 事業者が運営委員会等(任意団体)であることのリスク
 - ・ 補助対象団体が民生委員、児童委員、自治会等で構成される運営委員会等であるため、適正な補助金の執行が行われているか。

リスク発現の可能性(○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 補助金交付要綱の第2条において、補助対象団体を「民生委員、児童委員、自治会等の地域団体の代表者もしくはその構成員、児童の保護者及び指導員等で構成される運営委員会等」と定めている。そのため、学童保育所の建築等に伴う場所の選定や土地所有者等の交渉、建築業者の選定や建築物等の内容の交渉、資金計画など、経験が十分でない運営委員会等のメンバーが行っている。専門性を要する分野であるため、事業の立ち上げ段階からこども未来課と協議し、当課を通して関係課のチェック等を受けていた。また、当学童保育所は3施設目であるため、これまでの経験や知識を活かし、地域の状況に応じた適切な保育設備の確保に努めていた。

(2) 長期経営のリスク

- ・ 長期的な運営を見据えた経営が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 学童保育所の建築等に伴う補助金は対象経費の4/5となっており、建設費の一部を運営委員会等が大きな負担をすることになる。また、補助金交付要綱第12条において、一定期間の学童保育所の運営が実施されない場合に、実施期間に応じて補助金の返還が定められている。運営委員会等は長期的な運営を見据えた経営が求められており、こども未来課とも協議をしながら運営を行っているが、引き続き、社会情勢や学童保育所を利用する児童の推移を見据えた運営が必要である。

【こども未来部こども未来課】

(1) 当課におけるサポート体制のリスク

- ・ 当課における運営委員会等へのサポートが十分行き届いているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 運営委員会等は地域関係者や保護者などで構成されており、学童保育所（令和元年度59カ所）の運営にあたって様々な課題を抱えている。当課においても、可能な範囲でサポートは行われているが、学童保育所の建築等の専門性が求められることについても相談に応じるなど、サポート体制の拡充が必要である。

意見

市内には学童保育所が多くあるが、不足している地域もある。運営委員会等の立ち上げや初動期から当課もサポートをしているが、ノウハウがない中で学童保育所の建設等を行う難しさを抱えている。富田学童保育所は、これまで2カ所を建設・運営してきた経験や知見を活かし、児童の使い勝手や安全を考えた棚、クッションフローリングを採用し、玄関の間口を広く確保し、施設内の角を丸くするとともに、防音対策として隣地との施設距離の確保、防音窓の設置などの対策を講じていた。地域の実情に応じた施設をスムーズに建設した富田学童保育所のノウハウを市内で水平展開していくこと。

(2) 事業継続可能性のリスク

- ・ 学童保育所の利用状況などについて、長期ビジョンを持って事業を実施しているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 子ども数の推移により学童保育所の利用状況が変わるため、各地区ごとの長期ビジョンを持った学童事業の実施が求められる。当課においては、小学校児童数と学童利用児童数の推移を想定して学童事業を行っているが、社会情勢や地域状況などをシミュレーションし、数値的に見える事業展開の実施が求められている。

意見

長期ビジョンで学童保育をみると、将来的には児童の減少に伴い学童保育施設の縮小による撤去も想定される。また、一般定期借地権の設定に必要な保証人の設定が長期に渡る場合もあり、保証人の継承などの課題もある。当課においては、運営委員会等が抱える様々な課題に寄り添って対応にあたりるとともに、児童が減少に転じた際の制度設計についても検証していくこと。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【こども未来部こども未来課】

意見

① 適切な補助金交付要綱について【有効性の視点】

補助金交付要綱について、解釈がわかりづらい項目が見受けられる。恣意的な判断によって解釈が異なることがないようにすることや、学童保育所の建設等に伴う必要な設備の指針にもなるよう、国の補助基準に準拠し、不足部分を補えるよう補助金交付要綱の見直しを検討すること。

② 事務手続きの簡素化について【効率性の視点】

補助金等の交付に伴う手続きについて、学童保育所運営委員会等の負担が軽減されるよう事務手続きの簡素化を図ること。

③ 補助金の重点的配分について【有効性の視点】

学童保育所に、社会的・地域的に担ってもらう役割を明確にすること。そのうえで、市からの補助金を地域の特性や必要性に応じて重点的に配分することの分析につなげていくこと。

④ 学童保育所の場所選定について【有効性の視点】

学童保育所は、小学校からこども達が歩いて移動できる範囲にあり、住宅街などにある場合が多い。そのため、隣接する住宅への騒音トラブルや保護者が公道に車を停めることによる地域トラブルなども発生している。このようなトラブルを減少させるために、立地場所については、学校用地や公共用地の活用も視野に入れること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の対象 四日市看護医療大学育成会
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
対象年度 令和元年度
対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市看護医療大学 2階会議室
監査期間 令和3年1月14日
- 4 監査の主な実施内容
四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行い、財政援助団体に対しては、補助金等の交付の目的に沿って適切に事業が行われているか、また、所管所属に対しては、補助金等の効果及び条件の履行確認や財政援助団体に対する指導が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市看護医療大学育成会事業費補助金
- 2 補助金交付額 112,451,500円
- 3 補助金の交付目的 四日市市内の医療機関における看護師、保健師及び助産師の確保並びに質の向上に資するとともに、四日市看護医療大学に在籍する学生の修学を容易にすることを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市看護医療大学育成会に対する補助金交付要綱
(以下「補助金等交付規則、補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（補助金交付要綱第4条）
 - ア 申請日 令和元年5月1日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、資金収支予算書等)
 - (2) 交付決定（補助金交付要綱第5条）
 - ア 交付決定日 令和元年5月1日
 - イ 書類 補助金等交付決定通知書
 - (3) 実績報告（補助金交付要綱第7条）
 - ア 報告日 令和2年3月31日

イ 書類 実績報告書
(添付書類：収支決算書、収支簿等)

(4) 補助金交付 112,451,500円

内 訳 ・第1回 32,951,500円 (令和元年 7月19日支払)
・第2回 63,600,000円 (令和元年10月16日支払)
・第3回 13,250,000円 (令和元年12月10日支払)
・第4回 2,650,000円 (令和2年 3月19日支払)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

補助金にかかる事務事業におけるリスクについて事前調査での監査資料や聞き取りにより設定した。

● 財政援助団体【四日市看護医療大学育成会】

- (1) 奨学金返還免除のリスク
- (2) 補助金の交付目的達成のリスク

● 所管部局【健康福祉部健康福祉課】

- (1) 補助金の評価が適正に行われないリスク
- (2) 補助金の目的に関するリスク
- (3) 補助金の支出時期のリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【四日市看護医療大学育成会】

(1) 奨学金返還免除のリスク

- ・ 奨学金制度について、返還や免除の事務が適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 四日市看護医療大学育成会看護師等確保対策奨学金貸与規程において、奨学金の返還・免除が定められている。奨学金を活用した学生は、卒業後に医療機関で従事しながら大学へ奨学金の返還・免除に関する手続きを毎年行っており、四日市看護医療大学育成会も、適切な対応や相談を行うことで奨学金の返還・免除の事務における徴収は適切に行われていた。

意見

- ① コロナ禍の影響による経済状況など、在学生や卒業生の生活にも様々な影響が及ぶことが想定できる。奨学金の返還猶予の拡充など、奨学金を活用した学生等に寄り添った対応を行うこと。
- ② 奨学金の目的や返還のリスクについて、事前に保護者や学生へ十分なレクチャーをすること。また、メンタルヘルスを含むフォローアップ体制を図り、退学者がでないよう取り組むこと。

(2) 補助金の交付目的達成のリスク

- ・ 補助金の交付目的である市内の医療機関における看護師等の確保は達成しているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 補助金の交付目的は、四日市市内の医療機関における看護師、保健師及び助産師の確保であり、四日市看護医療大学育成会看護師等確保対策奨学金貸与規程にて奨学金として入学予定者や在学生に貸与されている。令和元年度における四日市看護医療大学育成会からの実績報告では、2 / 1 2 0 名が退学し、1 2 / 1 5 0 名が市内医療機関に従事した後に退職しており、補助金の目的である市内の医療機関における看護師等の確保は達成されていると判断できるが、引き続き、継続した取り組みが必要である。

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 補助金の評価が適正に行われないリスク

- ・ 補助金に関する評価について、必要性及び効果が十分に検証されているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 補助金交付要綱第11条において、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証すると定められている。事業実績及び効果については、事業実績報告書の提出、育成会理事会において就職・進路状況、国家試験結果の報告を受けることで、必要性及び効果についての検証が行われていた。

(2) 補助金の目的に関するリスク

- ・ 補助金の目的に沿った運用がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 補助金交付要綱の目的において、「四日市市内の医療機関における看護師、保健師及び助産師の確保並びに質の向上に資するとともに、四日市看護医療大学に在籍する学生の修学を容易にするため」と定めており、四日市看護医療大学育成会看護師等確保対策奨学金貸与規程にて返還等が定められている。補助金の目的や奨学金の返還等については、当課と四日市看護医療大学育成会において、適正に運用されていた。

意見

国や地方自治体においても奨学金制度の貸与から給付への見直しが検討されている。社会情勢においても少子化が進んでおり、大学の経営にも影響が想定できる。補助額や奨学生の人数は実情に合わせて適切なものか研究すること。

(3) 補助金の支出時期のリスク

- ・ 補助金の支出について、適切な時期の確認が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 補助金の支出は四日市看護医療大学育成会からの請求に基づき、年4回に分けて実施されている。四日市看護医療大学育成会は、大学への授業料等の学費の納入に合わせて当課へ請求を行っており、補助金の支出が遅れることによる学費の納入遅延が発生しないよう当課と四日市看護医療大学育成会において適時確認を行い適切に実施されていた。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし。